

輸入貨物の原産地又は船積地域に係る輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申 請 者
氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名
住 所
(電 話 番 号)

- ・ 役職名（代表取締役社長 等）も必ず記載してください。
- ・ 申請者欄の内容（役職名含む）が入ったゴム印の使用も可。
- ・ 申請者欄の住所と船積書類等の住所に相違がある場合、その理由を下記(9)の下の空欄に記載してください。（※その他にも必要に応じて参考情報等の記載を依頼する場合があります）

輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

(1)～(9)の各項目は
削除、変更しないこと

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単位
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の総計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

- (1) 水産庁への事前確認申請書（※）に記載した商品名を記載。
（商品名の記載は必ず一致させること）
（※：別紙様式 1 による 2 号承認申請前の確認申請書）
- (2)、(4)、(5) は記載不要。（項目は削除せずに残すこと）
- (3) 品目が複数ある場合には品目ごとの数量及び合計数量を記載。
- (6) 輸入しようとする貨物の原産地を記載。
- (7) インボイスやB/L と齟齬がないように記載（船積港も忘れずに記載）。
- (8) 到着予定年月日を記載。
- (9) 以下の記載例を参照のこと。

（記載注意）(1)から(8)までの事項は輸入承認申請書の記載どおり記載すること。

（記載例 1）

〇〇(国名)にて養殖された〇〇(例:カラフトマス)をドレスの状態で●●●(委託加工先会社名)に無償にて輸出し、スモークスライスに加工したものを日本に輸入する。用途：業務用として使用する。

（記載例 2）

所有権が移転しない委託加工契約に基づき中国へ搬入した無償の〇〇産〇〇(例：紅鮭)原料を加工したもの。日本への輸入後、量販店などに販売する。

等

（申請者の住所と船積書類等の住所に相違がある場合の理由の記載例）

上記申請者住所は、(株)●●の本社であり、登記上の住所です。実際の輸出入業務は〇〇支社で行っており、船積書類等は〇〇支社の住所になっております。

等